

8月30日からの大雨により被害を受けられました皆さまへ

保険契約の更新手続きに関する特別措置のお知らせ

このたびの8月30日からの大雨により被害を受けられました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。
当社では、下記の窓口におきまして、ご契約者の皆さまからのお問い合わせ、被害のご連絡・ご相談を承っておりますのでご案内申し上げます。

災害救助法適用地域にお住まいのご契約者の皆様へ

当社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者の皆さまを対象に、更新手続き（契約のお申込みと保険料のお支払い）につきまして、災害救助法が適用された日から最大2ヶ月間猶予する特別措置を実施いたします。これらの措置の適用をご希望の皆さまは、下記の当社受付窓口までお申し出ください。

お客様相談室フリーダイヤル：0120-936-269（受付時間：平日9:00～18:00）

【災害救助法適用地域と法適用日】

適用都道府県	適用地域	法適用日
山形県	新庄市（しんじょうし） 最上郡最上町（もがみぐん もがみまち） 最上郡舟形町（もがみぐん ふながたまち） 最上郡真室川町（もがみぐん まむろがわまち） 最上郡大蔵村（もがみぐん おおくらむら） 最上郡鮭川村（もがみぐん さけがわむら） 最上郡戸沢村（もがみぐん とざわむら）	8月31日

以上